

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 2 回)

令和6年3月25日

開 会 9 時 5 8 分

閉 会 1 0 時 5 6 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣		○
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第12回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和6年3月25日(月) 9時58分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言(9時58分)

只今から、令和5年度第12回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、尾崎委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。先月の総会、全国農業会議所理事会と重なっておりまして欠席させていただきました。ご迷惑をおかけして申し訳なかったと思います。また、塩尻会長代理ありがとうございました。

東京では、3月18日の北海道農業会議の総会の話と5月に開催されます全国会長大会これに向けての内容の話がありました。あとは、皆さんご存じのとおり、本国会で成立する予定の食料・農業・農村基本法の内容について話がありました。

深川市もやっと少し春の気配が見えてきましたけれども積雪はまだ70cmくらいあるようですので、昨年、一昨年からみるとさうとう雪解けが遅いのかなと思います。これからまた一段と忙しい季節がやってきますので、体に気をつけていかなければならないなと思っています。

今朝、ビニールハウスで雪の塊につまずきまして転びました。怪我のないようにしなきゃいけないなと思っているのですけれど、ついうっかりということもありますので皆さんもお気を付けください。

本日は、農政課から目標地図について説明があるということですので、よろしく願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

15番板垣委員、19番水野委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告(1)農業行政報告を宮谷局長より報告願います。

宮谷局長

深川市経済・地域振興部農政課から地域計画の作成について資料が送付されてきましたので、深川市農業委員会協議会議題1としての配付を持ちまして農業委員行政報告にかえさせていただきます。

菊入会長

ここで、農業委員会総会を暫時休憩します。

農業委員協議会を開会いたします。

(協議会 10時1分から10時32分)

菊入会長

宮谷局長から報告のあった議題1「地域計画の策定について」を深川市経済・地域振興部農政課の担当者から説明をお願いいたします。

西川農政課長

おはようございます。いつも大変お世話になっております。本日は貴重なお時間をい

	<p>ただきまして感謝を申し上げます。</p> <p>皆様におかれましては、ご承知のとおりでありますけれども、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「人・農地プラン」の法定化により地域計画を策定する必要がありまして、来年3月までの策定に向けて取り進めていく予定でございます。本日は、その計画の方向性や流れについて説明させていただきます。</p> <p>農業委員の皆様には地域計画の策定にあたってご協力をいただくことが多々あるかと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。それでは、農政係長の河崎から内容について説明させていただきます。</p>
河崎農政係長	(資料に基づき説明)
菊入会長	説明が終わりました。それでは、西川課長、河崎係長、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。
	(西川農政課長、河崎農政係長退席)
菊入会長	ここで、農業委員協議会を一旦終了いたします。 農業委員会総会を開会いたします。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告(2)農業委員会業務報告を宮谷局長より報告願います。
宮谷局長	2月29日総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。
	(1) 農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(2) 農民特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
	報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。

	<p>今月は12件で、番号1番から4番が売買に係るあっせん申し出、番号6番から12番が賃貸借に係るあっせん申し出、番号5番は、売買と賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて、令和6年3月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>今月は1件で、旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。</p>
菊入会長	<p>続きまして、日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、すべて借主の経営移譲による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和6年3月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申</p>

	<p>請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は3件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を贈与するものです。</p> <p>番号2番は、譲渡人が老齢のため、息子に農地を贈与する世帯内での権利移転です。番号3番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を賃貸借するもので、期間は10年となっております。</p> <p>以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。</p> <p>今月は26件で、番号1番から6番までが売買の案件、7番から26番までが賃貸借の案件です。番号1番は、貸付地をそのまま借主に処分するとともに、返還地を処分するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。</p> <p>番号3番から6番は、出し手が老齢等により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号3番、6番はL資金、番号4番、5番はJA資金です。番号7番以降は、賃貸借の案件です。番号7番、8番、14番、16番は、期間満了等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号7番及び8番が11年間、番号14番は10年間、番号16番は5年間です。</p> <p>番号9番、10番、12番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、このうち10番については出し手の残地もあわせて貸し付けるもので、期間は番号9番、10番は5年間、番号12番は11年間です。番号11番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。</p> <p>番号13番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号17番は、農地売買等事業の事業参加者の変更で、期間は残期間3年間です。</p> <p>番号18番から26番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので期間はいずれも5年間です。</p>

	<p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番、2番は、いずれも、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。</p> <p>報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。こちらの1法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>

菊入会長	次に、議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、を議題とします。事務局から説明願います。
藤野係長	農業委員会による最適化活動の推進等について基づく、令和6年度最適化活動の目標の設定等を決定するため、ご審議をお願いいたします。 本件につきましては、農民特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり決定することが適当であると審議いただいております。 なお、決定された内容につきましては、市ホームページ等において掲載・周知いたします。 説明は以上です。
菊入会長	ここで農業委員会総会を暫時休憩します。農業委員協議会を再開します。 (協議会 10時47分から10時55分)
菊入会長	農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
藤野係長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。 以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時56分)